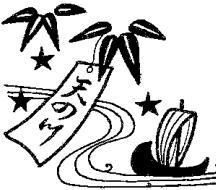


22	21	20	19	18	17	15	14	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
次	原	稿	は	六	月	二	十	日	必	着	嚴	守	い	集	め	る	い	い	い
●	次の原稿は	六月二十日必着厳守	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い
●	役員を募る	大高東山	三十三不動尊	白毛と二	山登	文化の散歩道	形山のアヤメ	現山雨	山登	北海岸の山	富代が原	秋葉山	山登	西尾	萩原	林	江	木	★
●	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る	を募る

●駅で緑の旗と黄色のタオル、Rマークのバッジが必ず会員番号と電話番号を忘れずに記入して下さい。整理上会員番号は氏名同様全員つけて参加しましょう。●会員証とハイキング保険に払込票を必ず持参すること。●会員登録には必ず会員番号と電話番号を忘れずに記入して下さい。



7月山行  
45コース

★7月1日(月) 宗吾・甚兵衛のふるさとを巡る印旛沼排水路に沿う約3時間半のコース  
1日(月)赤羽駅東口7時集合 東北自動車道八戸港着17時 フェリーバス17時30分発室蘭港着8分発特急に乗り車し京成佐倉駅9時14分下車 六百三十円です必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

★7月1日(月) 宗吾・甚兵衛のふるさとを巡る印旛沼排水路に沿う約3時間半のコース  
1日(月)赤羽駅東口7時集合 東北自動車道八戸港着17時 フェリーバス17時30分発室蘭港着8分発特急に乗り車し京成佐倉駅9時14分下車 六百三十円です必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

駅前で必ず鉄道に乗ります。JR東京駅で京成電車8時前で待機して西が待って居ます。日傘傘具水筒弁当タオル持参。運れた人はコイン順に追

## 住所変更は

郵便番号 会員番号 氏名  
電話番号 必ずお忘れなく。

東ハイ事務所

電話 (03) 3891-0303  
(入会希望の方は、右記へご連絡ください)

編集部からお問い合わせ  
必ず縦四字十行の用紙で三  
います。必ず縦四字十行の用紙で三

四枚(余り長いと掲載しにく  
い)以外の用紙の場合は採用さ  
れれないこともあります。  
れなさいともあります。

地球と楽しく遊ぶための店  
身边な道具から  
遠征隊まで 地方発送承ります。

ICI 石井スポーツ

- 登本店 〒180 東京都新宿区西1-2-3 ☎ 03(3208)6601
- 新宿西口店 〒160 東京都新宿区西新宿1-16-7 ☎ 03(3346)0301
- 神田山店 〒101 東京都千代田区神田神保町1-8 ☎ 03(3295)0622
- 水道橋店 〒101 東京都千代田区神田神保町1-8 ☎ 03(3264)5757
- 大宮店 〒330 埼玉県大宮市宮町2-123 ☎ 048(41)5707
- 高崎店 〒370 群馬県高崎市新町6 ☎ 0273(21)2397
- 新潟2号店 〒950 新潟市西区新町1-5-1 ☎ 0252(43)6330
- 仙台店 〒980 仙台市青葉区青葉1-16-7 ☎ 022(97)2442
- 札幌店 〒060 札幌市中央区南一条西4-4 ☎ 011(222)5303
- 外商部 〒160 東京都新宿区大久保2-19-10東とビル内 ☎ 03(3200)7219
- 営業時間 本店AM10:00~PM9:00(平日4月~7月 AM10:00~PM8:00(祝日)  
支店AM10:00~PM8:00(平日4月~7月 AM10:00~PM7:00(祝日)
- 定休日 第1・3水曜日(7月11日~3月は無休)
- 卷煙・菓子清酒屋連絡所 ●樽高浪ビュッテクーポン券取扱所

OUTDOOR MIND  
秋葉原 ニッピン

〒101 東京都千代田区外神田3-11-11  
本店 ☎ 03(3253)1431  
JR秋葉原駅電気街口ビル2階入  
口比谷線秋葉原駅上野寄出入口  
銀座線末広町駅銀次方面3番出口

秘密は背中  
テクノライト®フレームシリーズ NEW

- 1.ムレずにさわやか!
- 2.固い荷物があたらない!
- 3.荷重ショックをやわらげる!

これが秘密/  
エアロスプリングメッシュ

軽・爽・快 新構造

テクノライト チョーエー(30L) 直結価格 6,700円



\*表示価格には消費税は含まれておりません。  
秋葉原本店 ☎ 03(3233)4331  
アクトアキラ店  
秋葉原本店 ☎ 03(3233)4343  
秋葉原本店 ☎ 03(3233)4343  
スキーの店  
神田店 ☎ 03(3233)4321  
青葉の水スポーツ街中央  
秋葉原本店 ☎ 03(3208)9345  
高田馬場店 ☎ 03(3233)4345  
高田馬場駅前



















# TOKYO HIKING ASSOCIATION 東京ハイキング協会会則

1498年4月13日

## 第一章 総 則

(名称) 第一条 本会は、東京ハイキング協会(略称東京ハイキング)と称し、  
事務所を東京都台東区根岸2-1-22-9に置く。

(目的) 第二条 本会は、体力で適した健全なハイキング、山行を奨励し、自然  
に対する認識を深め、会員相互の経験を計る事を目的とする。

(事業) 第三条 本会は、次の事業を行う。  
ハイキング、山行。

(会報) 第二条 会報の発行(年6回以上)。

(集会) 第三条 集会、幹事会、その他本会の目的に関する諸行事。

## 第二章 会 員

(会員) 第四条 本会は、満18歳以上の男女で目的に賛同し、会則を実行する  
意忠ある者を会員とする。

(入会) 第五条 本会は、会員申請書を提出の上、会に承認を受け、  
会費を納入するものとする。(会員登録用等)。

(会員登録) 第六条 会員登録は、原則として毎年1回行われる。但し、年間途中人  
員を除く。

(会員権) 第七条 会員が次の事項に該当する場合、幹事会で審議し、会長が之  
を除名する。会員が会員登録の権利を喪失する場合は、会員登録を停止す  
る。

(除名) 第八条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(退会) 第九条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(退会) 第十条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十一条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十二条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十三条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十四条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十五条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十六条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十七条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十八条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第十九条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十一条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十二条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十三条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十四条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十五条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十六条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十七条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十八条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第二十九条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第三十条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第三十二条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

(会員登録) 第三十三条 会員登録は、必ず届け出るものとする。

## 第三章 役 員

(役員) 第一条 本会に次の役員を置く。

一 会長 若干名  
二 理事 若干名  
三 幹事 (リーダーを含む) 若干名  
四 会計監事

1 名  
若干名  
若干名

(会長) 第二条 会長は、西野雄氏とする。  
会長は、会を代表し、会務を統括して、運営の任務をはかる  
ものとする。

(役員の選任) 第三条 役員は、原則として総会で会員から選出するも、推薦にて  
る場合は、幹事会で承認を得るものとする。

(役員の選任) 第四条 役員の任期は、選任の時から次の偶数年の総会までとする。  
但し、再選も可とする。

(任期) 第五条 役員の任期は、選任の時から次の偶数年の総会までとする。

(幹事) 第六条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第七条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第八条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第九条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十一条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十二条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十三条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十四条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十五条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十六条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十七条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十八条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第十九条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十一条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十二条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十三条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十四条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十五条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十六条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十七条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十八条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第二十九条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十二条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十三条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十四条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十五条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十六条 役員は、幹事会とすると。

(幹事) 第三十七条 役員は、幹事会とすると。

## 第五章 行 事

(集会) 第一条 集会は、毎月1回開き、会員相互の交際親睦を計ると共に、  
有識者を招き講演会、ダンス会、展示会等を開く。

(山行) 第二条 山行は、山行報告書(別紙形式)の提出。

(リーダー) 第三条 リーダーは、山行に際して善良なる管理者の注意を持って、  
出発から解散までハイキングを管理し、事故なき事を期す。

(報告) 第四条 万一事故が発生する際は、適切なる処置をとり、速やかに事務所  
に報告するものとする。

## 付 則

(会則改正) 第二十九条 本会則の改訂は、幹事会で検討審議し、總会で決定する。

(附則) 第三十条 附則(六三一年一部改正)

(実施日) 第三十一条 本会則の実施日は、昭和24年1月1日より実施する。

(第2条) 第三十二条 本会則の規定にかかるわざ、本年も用ひて設置したり。一  
ダーマ委員会は、第18条の2により設置されたものとする。